



原子力の遺産の管理 行動のための戦略



The Liabilities Management Authority

- ◆ 貿易産業大臣により2001年11月28日に発表された。
- ◆ 白書発行はその次のステップであり、
 - － LMA設立ベースを概説する。
 - － 主要政策、財務、規制上の問題を取り扱う。
 - － 本提案および履行に関して意見を求めている。



LMA とは ...

- ◆ BNFLの経営状態を援助する機構ではない
- ◆ 原子力施設の新規建設を促すものではない – 「過去」を扱うものである
- ◆ 英国国内すべての原子力債務を扱うものではない – シビル/パブリックセクターにおける原子力債務の管理のみを目的としている



第1章：原子力の遺産の管理

- ◆ 政治的な観点、およびLMAの概要説明
- ◆ 放射性廃棄物を安全に管理することと密接な関係があることを認識
- ◆ LMAの原子力の遺産の管理における長期的な戦略的位置づけ



.....そして

- ◆ LMA設立のための法制化が必要と説明 – 現在、法案の検討中
- ◆ LMA設立までのクリーンアップ実施機関としてのLMUの導入
- ◆ 提案に対する回答を**10月18日**まで募集（文書またはDTIホームページにて）



第2章：背景説明

- ◆ 原子力の遺産を以下の通り定義：
 - 政府の研究計画を支援するために開発されたUKAEAおよびBNFLの原子力サイト・施設、およびマグノックス発電所（操業・非操業中とも）の廃棄物、原料、使用済燃料、および関連する再処理、物質、廃棄物
- ◆ 民間セクターおよび防衛関連施設からの原子力の遺産は除外される



第3章: LMAの役割

ー 重要な分野ー

- ◆ LMAの役割を述べる
- ◆ 何を行うのか
- ◆ どのように行うのか
- ◆ 規制当局およびその 他第三者との 関係
- ◆ 競争ならびにサプライチェーンをどのようにして展開していくのか
- ◆ 原子力スキルの開発
- ◆ 研究



LMAのミッション...

- ◆ 安全、確実にかつ費用対効果の高い方法、また現在・未来の世代のため環境が保護される方法で原子力の遺産が確実にクリーンアップされるようにすること。



LMAの役割

- ◆ クリーンアップ目標の達成
- ◆ 戦略プランニングと優先化
- ◆ 特定のサイト・債務を管理する最良の方法を決定し、管理契約をまずBNFLとUKAEAに請け負わせる
- ◆ 計画全体の資金提供



サイト許認可保持者は以下の責任を負う

- ◆ 安全性とサイト管理
- ◆ 各サイトにおける長期的なクリーン・アップ計画の開発と定期的な改訂
- ◆ 年次作業プログラムの履行
- ◆ 必要に応じた商業プラントと関連施設の操業

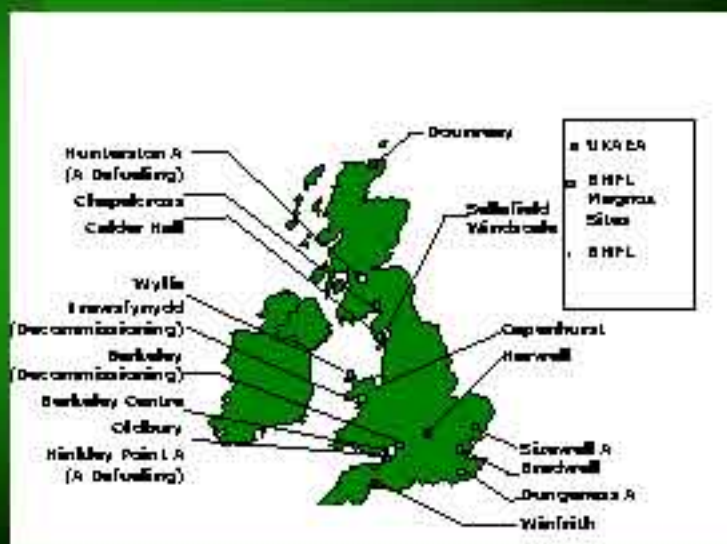


サイト管理

- ◆ 手配はLMAの検討下におかれる。
- ◆ LMAはサイト管理に競争を導入し、履行契約の競争を最大化する。
- ◆ 契約期間は5-10年であるが、各サイトによって違いが出る場合もある。
- ◆ 競争価値 - 革新の奨励、安全性と環境水準の改善、効率と費用対効果の向上



サイト





規制当局との関係は非常に重要である

- ◆ オープンであること
- ◆ 相互に強化されること
- ◆ LMAがもっと効率的に管理できるようにすること
- ◆ 債務管理に対する一般の信頼を高める政策目標と首尾一貫であること
- ◆ 債務の安全かつ効率的な処理における共通の目的

13



競争

- ◆ LMAは競争市場の開発を積極的に模索する
- ◆ 許認可保持者との契約には下請けを奨励し、規制要件や費用対効果との一貫性を計る対策が含まれる
- ◆ LMAは地域のサプライチェーンを展開するために既存のイニシアティブを基にする
- ◆ 政府は地域の中小企業が競争機会を得られることを期待している

14



ニュークリア・スキルズ・イニシアティブ

- ◆ 長期にわたってクリーンアップを維持するために必要な知識とスキル・ベースを再生するものである。
- ◆ 2002年半ばまでに行動計画を作成するのが目標である。
- ◆ LMAは重要な役割を担い、関連するすべての省、規制当局、地方自治体、地域開発局と協力する。



LMAと研究

- ◆ 改良技術の開発はLMAにとって重要な目標である
- ◆ LMAは関連する研究の奨励を模索していく
- ◆ LMAは特定の応用研究に資金提供する
- ◆ EUや国際研究プログラムとの連携を展開する



第4章: 組織形態

- ◆ 法令上の組織 – 非省庁公的機関
- ◆ 自由権を有するが、公に対する説明義務を持ち、大臣の直接的な監督下にある
- ◆ 貿易産業大臣に対する説明義務を有する
- ◆ 約200人のスタッフから構成され、運営費は年間2500 – 3000万ポンドとなる



第5章: BNFLおよびUKAEAとの関係

BNFL

- ◆ LMAIは下記に対する法的および財政的責任を有する

- Sellafield
- Magnox stations
- Capenhurst
- Drigg

UKAEA

- ◆ LMAIは下記におけるクリーンアップ活動の財政的責任を有する

- Dounreay
- Winfrith
- Harwell
- Windscale



BNFLとUKEAEAへの影響

- LMAはインセンティブ契約を基に、とり施えすBNFLとUKEAEAに許認可保持者とする
- 改善が見込める場合については許認可保持者の変更が行われる
- 新たなBNFLビジネス「New BNFL」の創設
- THORPやSMPのようなセラフィールド・サイトの一部を構成する商業的資産はLMAに移管される。これは安全上の理由から分割できないためである。
- THORPとSMPをLMAが所有することは商業的契約には影響を与えない
→ 契約はBNFL plcに留まる



セラフィールド資産管理のための 基本原則

- ◆ 新BNFLには補助金はない
- ◆ 規制要件と一貫した形で、納税者へのリターンを最大化する
- ◆ 商業的操業からの剰余はクリーンアップの資金として使用すべきである → しかし、クリーンアップ資金は商業的操業には用いない
- ◆ 顧客に対するコミットメントは満たされる



THORP

- ◆ 新たな再処理契約 – 貿易産業大臣からの許可を必要とする
- ◆ 新規再処理契約の可能性はあるが、以下の原則を満たす必要がある
 - 提案とクリーンアップ計画との整合性
 - 納税者への経済的リターン
 - 英国の環境上の目標ならびに国際的な義務との整合性

21



SMP

- ◆ いくつかの契約が決定済み – これらはLMAの影響を受けず、そのまま維持される
- ◆ 貿易産業大臣の認可は、SMP認可の過程で予測された契約については必要とされない
- ◆ SMP認可の過程で予測されていない契約については、貿易産業大臣の認可が必要となる

22



Magnox

- ◆ 操業中の発電所は2010年までに閉鎖され、再処理は2012年までに完了することになっている
- ◆ それまで操業を継続するか否かはその商業性による
- ◆ 発生した剰余金はデコミの資金として使われる



UKAEA

- ◆ LMAIはUKAEAの債務に対する財政的責任を負う
- ◆ 明確な必要性が生じるまでは、サイトの操業体制や所有権については何ら変更しない
- ◆ UKAEAのパフォーマンスが順調であれば、もっと幅広い役割を担う可能性が出てくる



第6章: 資金手配

- ◆ 特に、市場および一般国民により大きな 確実性を与えること
- ◆ 2つのオプション – 10月18日までに見解が求められている



分離基金

- ◆ 年金基金に類似
- ◆ LMAまたは第三者(Trusteeに類似)による基金管理
- ◆ 資金は、当初の政府からの寄付およびその後の投資所得などでまかなわれる
- ◆ これらの資金はクリーンアップ費用として使用される



法廷分離アカウント

- ◆ 積立定期預金に類似
- ◆ 貿易産業大臣によって管理される
- ◆ 政府からの定期的な資金提供



第7章:規制と廃棄物政策

- ◆ LMA、規制当局、サイト許認可保持者の関係は重要
- ◆ HSE/NIIと環境庁との協力態勢を改善する
- ◆ 政府と規制当局は規制上のオペレーションを改善するため全力を尽くしている



放射性廃棄物管理政策

- ◆ 現在政府は放射性廃棄物管理政策の作成を行っている
(Managing Radioactive Waste Safely)
- ◆ 政策に関する諮問は本年3月に終了
- ◆ 政策を決定し、履行する独立した機関の発足が次のステップである
- ◆ クリーンアップ政策と放射性廃棄物管理政策は同じ問題の表と裏である

29



第8章: 原子力安全保障

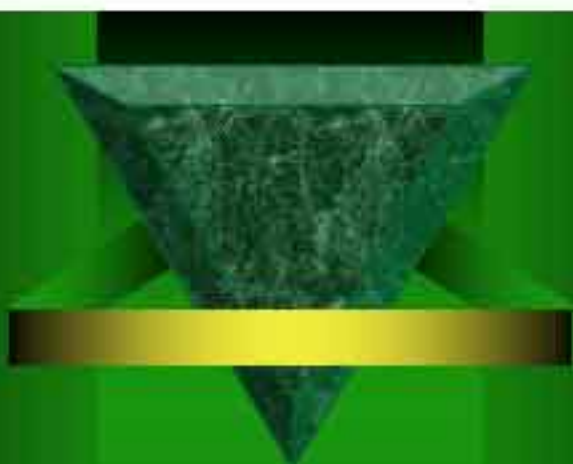
- ◆ UKAEAからのUKAEA警察隊の分離
- ◆ 法的に独立した警察当局の創設
- ◆ 国民の原子力安全保障への関心に応えるために、公開性、透明性ならびにアカウンタビリティを確保する

30



第9章: 国際原子力安全体制とグローバル クリーンアップ

- ◆ 国際原子力安全体制 - 旧ソ連の原子力の遺産
- ◆ クリーンアップの巨大な世界市場
- ◆ 政府はチャンスを開拓する英国企業を支援する
- ◆ 国内市場での経験を世界市場で生かす



今後は？



予定表

- ◆ 原子力改革法案 – 2002年度を目標とするが、2003年度にずれ込むかもしれない
- ◆ LMAの運営は2003年度末から
- ◆ BNFL資産のLMAへの移管 – 2004年4月
- ◆ それまでに、LMUの設置

33



LMUが行う重要事項

- ◆ 公的な原子力債務の知識と理解を深める
- ◆ 原子力クリーンアップ作業における競争を促進する
- ◆ 原子力の遺産クリーンアップのコスト試算の共通方法論を確立する
- ◆ 原子力規制当局との密接な作業取決めを確立する

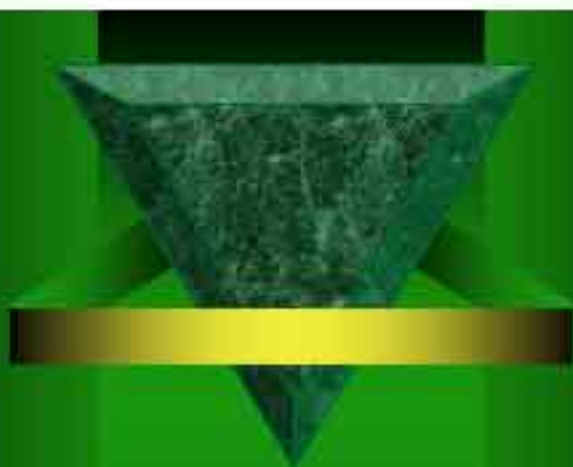
34



LMUのスタッフ

- ◆ 貿易産業省内の新部署
- ◆ プライベート・セクターとパブリック・セクターの従業員の混合
- ◆ Director(Alan Edwards)がFord Motor Companyより出向
- ◆ UKAEAとBNFLから13人が出向
- ◆ Bechtel がパートナー・エントラクターとして任命される
- ◆ チーム・ロケーション - Berkeley, Dounreay, London, Sellafield, Winfrith

33



34

原子力の負の遺産の管理
行動のための戦略